

令和 5 年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第 2 回専門部会  
議事録

令和 5 年 8 月 3 日  
14 : 30 ~ 16 : 50  
千葉労働局 1 階会議室

令和5度  
千葉地方最低賃金審議会 第2回専門部会 議事録

1 日時 令和5年8月3日(木) 14:30~16:50

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、下田委員、村上委員

労働者側委員

岡田委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、黒岩委員、高橋委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金の金額について

(2) その他

5 議事内容

(部会長)

ただ今から、第2回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会は、運営規程第6条但し書きの率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当することから、非公開といたします。

なお、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議する部は議事録を作成し公開することとなりますので、よろしくごお願いいたします。

それでは、始めに事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の専門部会は有効に成立しております。

( 部会長 )

それでは、審議に入ります。

本日は、資料の配付がありますので、事務局から説明をお願いします。

( 賃金室長 )

本日は資料 2 つをご用意させていただきました。

まず資料 1 になります。千葉県版の毎月勤労統計調査地方調査結果月報 令和 5 年 5 月分になりますが、2 頁の事業所規模 5 人以上の決まって支給する給与につきましては、対前年度月比 3.4%増、事業所規模 30 人以上の決まって支給する給与につきましては対前年度月比 3.2%増となっております。

続きまして資料 2、千葉県最低賃金と生活保護の比較について指導官の方からご説明させていただきます。

( 賃金指導官 )

先日 8 月 1 日の本審議会でご報告すべき内容だったのですが、この場を借りてご報告させていただきます。令和 3 年 10 月の千葉県最低賃金 953 円を生活保護と比べてどうなのかというものです。生活保護水準については、生活扶助基準の県内人口加重平均に住宅扶助実績を加えた金額が 108,528 円です。千葉県最低賃金 1 ヶ月換算額が 135,155 円ということで千葉県最低賃金が生活保護水準を上回っていることをご報告させていただきます。以上です。

( 部会長 )

それでは、別室で協議するに当たり、まず、この場で発言することがありましたら、お願いします。

《ありません。旨の声》

( 部会長 )

では、別室にて協議をお願いいたします。

事務局は、別室に案内してください。

《労使それぞれ別室に協議》

《公労協議》

《公使協議》

## 《再開》

(部会長)

それでは、再開させていただきます。

各側、公労及び公使で協議いただきましたが、それぞれの主張の要旨につきまして若干説明させていただきます。

まず、労働者側の主張は、中央審議会の目安額を尊重する。千葉県の状況・実情等を考慮する。地域間格差是正を目指す。その視点から、物価上昇を上回る賃上げが必要である。多くの産業個別企業が人手不足を踏まえて賃金を上げている。価格転嫁が一部できていないことは認識をしている。小規模事業所の賃上げが低いところは承知しているけれども、賃上げについては平均的な部分を見る必要がある。さらに、総合指数では千葉県が5位、兵庫県が6位、埼玉県が7位という状況にも今はなっている。そういうことを踏まえて、まず、労働者側としては連合のリビングウェイズを踏まえて42円プラス埼玉県との賃金格差3円を加えた45円である。県東地域の中小・零細企業は厳しいということをよく言われるけれども、それを示す根拠はないのではないかとということも労働者側から出ていることも付けて加えます。

一方、使用者側の主張は中央賃金審議会の目安は41円。使用者側として種々のデータをはじめて検討した。4表の に基づいた賃上げ率は2.4%、これをはじめくと+24円、経団連の賃上げ調査2.94%を踏まえると+29円、連合の調査3.23%を踏まえると+32円。この3つを検討材料とした結果、まずスタート台として+32円としたい。3.25%であって物価上昇を割り引いても意義のある数字ではないかということでもあります。目安額の41円については、昨年から数ヶ月間の物価上昇率を加味したものであるが、足下の物価上昇率はもう少し異なるのではないかということ、さらに最低賃金984円から41円を上げると1,000円を大きく超える、1,000円を超えると県東、県南地域のほとんどの事業所が影響を受けるとということから、まずは32円であるということをお答えしたということでもあります。

ご意見、ご質問がございましたら、発言をお願いいたします。

## 《ありません。旨の声》

(部会長)

ご質問等が無いようですので、次に報告・答申にあたり付帯決議を盛り込んでというご意見が労使双方からありますので、これについて事務局の方から説明をお願いします。

(基準部長)

委員の方々から報告・答申にあたり付帯決議を盛り込んで、というご提案がございまして、今日、公労使のそれぞれの委員の皆様方にその趣旨をお伝えしたところ、趣旨としては賛同するというお話でした。ただ日程の都合、付帯決議を盛り込むのであれば、明日中には付帯決議の内容をまとめないと審議の進行にも支障を来たしますので、大変恐縮ですけれども、事務局で皆様のご意見を取りまとめたものを後ほどメールいたしますので、ご確認等を頂き、明日の専門部会で細部を調整・確定させていただきたいと思っております。

(部会長)

それでは付帯決議に関しましては、明日で取りまとめるということになりますので、明日の専門部会までにご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、本日は各側、公労及び公使それぞれでご協議いただき、意見交換、調整をさせていただきましたけれども、双方の主張は隔たりが大変大きいため、本日の審議はこれで終了とさせていただきます。明日の第3回、8月7日の第4回開催を致しますけれども、ぜひ本日までの2回の双方の主張、金額を持ち帰っていただき、結審に向けてご審議をよろしく願いいたします。それでは閉会といたします。

ありがとうございました。